

トピック

当番弁護士の職務について

刑事弁護委員会委員 白井 徹 (60期)

刑事弁護人担当者名簿（刑事弁護人推薦に関する規則（以下「規則」という）2条）に登録された会員は、いわゆる当番担当日が割り当てられる。そして、担当日において当番要請があった場合、刑事弁護センターから配点が行われ、配点を受けた会員は当番弁護士として出動する。

今回は、この当番出動にあたって注意していただきたい点の一部について触れておきたい。

1 当番待機について

～活動を想定したスケジュール管理を！～

当番担当日を割り当てられた会員は、当日は各弁護士事務所において待機しなければならない（刑事弁護人運営細則（以下「運営細則」という）3条）、その待機時間は、午前10時から午後5時30分までとなっている（運営細則8条1項）。配点を受けた際は、できるだけ速やかに接見へ行かなければならない（規則3条2項）。

また、東京弁護士会では、当番弁護士には原則として受任義務が課されている。したがって、当番弁護士として担当日が割り当てられるということは、担当日に受任してその後の弁護活動を行うということが予定されている。したがって、担当日のみならず、その後も受任を想定したスケジュール管理をしておく必要がある。

このようなスケジュール管理をできない場合には、事前に、当番担当の交替を行うべきである。当番担当の交替は、東京弁護士会ホームページ上のマイページにて行うことができる。

2 出動

～当日中の接見を！～

(1) 当日接見義務

当番弁護士は、当日中に被疑者と接見しなければならない（運営細則8条2項）。「接見することができない正当な理由があるとき」は、当日の接見義務は解除されるが（運営細則8条2項ただし書）、この「正当な理由」とは、自然災害のため警察署に行くことができない場合、当日の急激な体調不良等特段の事情に限られるものと解されている。

(2) なぜ当日接見なのか

逮捕された被疑者は、外界から遮断されると共に捜査機関の手中に置かれる。このような状況の中、取調べを受ける。自分にいかなる権利が保障されているのか、取調べにどのように対応すべきなのかもわからない。今後一体何が行われるのかもわからない。被疑者にとっては不安な状況にとどめ置かれるのみならず、決定的に不利益となるような供述をしてしまう危険も存在する。

また、勾留を争う可能性もある。勾留を争うのであれば、身元引受人の確保や家族の陳述書、勤務先と同僚の陳述書等その準備には相当の労力と時間が必要である。その準備が行えないまま勾留される事態に陥ると、被疑者の人生にも影響しかねない重大な不利益が生じる可能性もある。

我々弁護士は、被疑者が、非常に心細く、かつ非常に危険な状況に置かれているのだということを強く認識する必要があるといえよう。そしてそのような被疑者のために、速やかな接見が必要不可欠なのである。

3 受任義務

～受任が原則！～

当番弁護士は、被疑者等からの弁護人選任の依頼があった場合には、原則として受任しなければならない（運営細則9条1項本文）。無論、被疑者の中には、弁護人として選任したいがそのための資力がない、という者もいる。そのためにも、当番弁護士は、刑事被疑者弁護援助制度について説明をしなければならない（運営細則8条4項）。

不当な弁護活動を強要されたとき、その他正当な事由があるときは受任を拒絶することはできるが（運営細則9条1項ただし書）、このときは、直ちに理由を付して委員会に報告しなければならない（同条2項）。念のため、被疑者との方針の相違や、多忙であることが「正当な事由」に含まれないことは、言うまでもない。

4 選任希望が無い場合

～接見報告書に理由を記載する！～

少数ではあるが、被疑者の中には選任を希望しない、という者もいる。

被疑者が選任を希望しない場合、接見報告書（当番の配点があった際、配点連絡票と共にファックスで送られてくる書面。接見日時、接見場所、事件概要、選任希望の有無等を記載するもの）のうち、選任希望の「無」にチェックすると共に、なぜ選任希望が無かったのか、理由を記載する必要がある（規則5条1項、運営細則13条参照）。

筆者は、刑事弁護委員会における職務の関係上、上記接見報告書を確認する機会があるが、選任希望が無い場合にその理由を記載していない接見報告書が散見される。この理由について具体的な記載がない場合、刑事弁護委員会委員長より、その理由に関する

照会文書を送付し、詳細な説明を求める運用となっている。

会員各位におかれては、被疑者からの選任希望が無い場合には、なぜ選任を希望しないのかにつき被疑者に確認し、具体的な理由を接見報告書に記載されるようお願いしたい。

5 担当日数の制限

～1か月あたり5日まで！～

刑事弁護委員会は、同一の者に対し、1か月当たり5日を超えて担当日を割り当ててはならない（刑事弁護人推薦に関する処理細則2条）。「5」とは、受任件数ではなく、割り当てられた担当日の日数である。メーリングリストその他において、当番の交替・引取りが行われている現状にあるが、その際には、自身の担当日数について確認した上で対応されたい。

6 刑事弁護人担当者名簿からの登録抹消について

「刑事弁護人としての職務の遂行に著しく不適切な行為があった場合」は、東京弁護士会は、当該会員を標記名簿から抹消することができる（規則8条4号）。

そして、この「刑事弁護人」には、当番弁護士も含まれると解されている。

したがって、以上述べてきた当番弁護士としての職務の遂行に著しく不適切な行為があった場合は、登録が抹消される可能性があるため注意されたい。

以上述べてきたことを実践することは、決して難しくはないはずである。会員各位におかれては、今一度、当番弁護士としての職務をご確認頂き、今後の当番弁護士制度の充実にご協力頂くようお願いしたい。